

学研高山地区南エリアまちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、学研高山地区南エリアまちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、学研高山地区第2工区マスタープランを基に次条の区域における適切な土地利用の実現に向け、土地区画整理準備組合を立ち上げることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、別添の区域図に示す区域とする。

(会員資格及び会員)

第4条 協議会の会員資格は、前条の区域内に土地の所有権又は借地権を有する者及び協議会が認める者とする。なお、会員は、まちづくり協議会への参加意向を表明した者で構成する。

(議決権)

第5条 会員は各々が一個の議決権を有する。ただし、土地の所有権者又は借地権者が数人の共有に属するときは、そのうちの代表者が一個の議決権を有する。

(活動内容)

第6条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)地権者の合意形成
- (2)まちづくりに関する調査・研究
- (3)まちづくりに関する連絡・調整
- (4)まちづくりに関する広報及び啓発
- (5)その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(役員会及び役員)

第7条 協議会に次の役員で構成される役員会を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名程度
- (3)運営委員 5名程度

2 役員は協議会会員の中から選出する。

3 会長及び副会長は役員の中から互選により選任する。ただし、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1)役員は第6条に定める活動の遂行にあたる。
- (2)会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (3)副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときはその職務を代行する。
- (4)副会長の代理の順序は、あらかじめ会長がこれを定める。ただし、定めがない場合は、副会長の互選により定める。

(役員の報酬)

第9条 役員は無報酬とする。

(会議)

第10条 会議は総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会は会長が招集する。
- 3 総会及び役員会の議長は会長が行う。

(総会)

第11条 総会は、役員会で必要と認めたとき又は会員の1/3以上から請求があったとき会長が招集するものとする。

- 2 総会は、協議会の最高意思決定機関であり、次の各号に掲げる事項を審議議決する。
 - (1)協議会の運営に関する重要な事項
 - (2)規約の制定及び改正
 - (3)役員の選任
 - (4)その他役員会が重要と認める事項
- 3 総会は、会員の過半数の出席(委任状の提出者含む)により成立し、議事は、議長を除く出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない事由のため会議に出席できない者は、他の者を代理人として表決を委任することができる。

(役員会)

第12条 役員会は第7条の役員で組織する。

- 2 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議議決する。
 - (1)総会開催に必要となる関係図書の作成等に関すること
 - (2)第6条に掲げる活動に関すること
 - (3)第11条第2項に掲げる事項以外の事項
- 3 役員会は、役員の過半数の出席により成立し、議事は議長を除く出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は生駒市拠点形成課学研推進室に置く。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、役員会で協議し定める。

附 則

この規約は、総会の議決を経て協議会の設立の日から施行する。

